

習志野市補助金制度に関する指針

【第4版】

令和8年4月
習志野市

▼改正履歴

版数	発行日	改正内容
第1版	平成18年3月22日	初版発行
第2版	平成25年8月27日	1. 指針策定の背景を削除。 2. 補助金の審査機関について、習志野市補助金審査委員会設置要綱及び補助金審査委員会に関する記述を削除し、市施策推進型補助金については「経営改革推進委員会」、市民参加型補助金については「市民参加型補助金審査委員会」に改正。 3. 市民参加型補助金の審査方法について、審査基準を制定。
第3版	令和7年12月26日	1. 市民参加型補助金の審査方法について、審査基準を改正。
第4版	令和8年4月1日	1. 市民参加型補助金における補助金の審査機関について、「市民参加型補助金審査委員会」を「習志野市市民協働推進委員会」に改正。

目 次

1 はじめに	4
2 補助金制度のスキーム	5
(1) 補助金の分類	
ア 市施策推進型補助金	
イ 市民参加型補助金	
(2) 概要図	
(3) スケジュール	
3 補助金の交付基準	8
4 市施策推進型補助金の審査方法	12
5 市民参加型補助金の審査方法	15

Ⅰ はじめに

習志野市では、平成17年7月29日に市民の代表で構成された習志野市行政改革懇話会から提出された「提言書～市民に開かれた補助金制度の構築を目指して～」を受けて、補助金制度の見直しについて検討した結果、補助金の適正かつ効果的な交付を行い、市民に開かれた補助金制度とするため、「習志野市補助金制度に関する指針」を策定した。

この指針において、本市が交付する補助金を性質上2種類に区分し、市が補助金の交付対象を限定して交付を行う補助金を「市施策推進型補助金」、より市民の視点からの自由な発想を活かしていくため、まず団体等から事業内容についての提案をいただき、その内容が市民の公益に資するかなどについて審査したうえで、補助金の交付を決定する補助金を「市民参加型補助金」とした。

また、この指針に基づき、習志野市において初の第3者による補助金審査機関として「習志野市補助金審査委員会」を設置し、市施策推進型補助金については、平成18年度及び平成22年度の2回にわたり見直しを行ってきた。

あわせて、平成20年度に新設した「習志野市市民参加型補助金」についても、審査委員会において毎年審査を行い、補助金の交付を行ってきた。

これらの補助金について、これまで審査を行ってきた補助金審査委員会は、平成18年度からスタートした「第三次行政改革大綱」の計画期間が満了したことにより、「習志野市補助金審査委員会設置要綱」を廃止し、補助金審査委員会を解散し、市施策推進型補助金については、本市の経営改革の推進を担う経営改革推進本部の下部組織である経営改革推進委員会において、市民参加型補助金については、習志野市市民協働推進委員会の委員により組織される習志野市市民参加型補助金審査委員会において、補助金の審査を行うこととした。

さらに、令和7年度には、市民参加型補助金についての制度運用をよりの確なものとするため、従来の審査方法を見直し、審査基準の改正を行った。また、補助金の審査機関についても、習志野市附属機関設置条例の制定に伴い、これまでの「市民参加型補助金審査委員会」から、より幅広い市民協働の視点を反映することができる「習志野市市民協働推進委員会」へと改め、同条例の施行日である令和8年4月1日から新たな体制による運用を開始した。

以上の経過を踏まえ、補助金の適正かつ効果的な交付を行うため、ここに「習志野市補助金制度に関する指針」を策定し、今後の補助金交付に関する基本的な考え方の礎とする。

2 補助金制度のスキーム

(1) 補助金の分類

習志野市が交付する補助金は、性質上2種類に区分する。

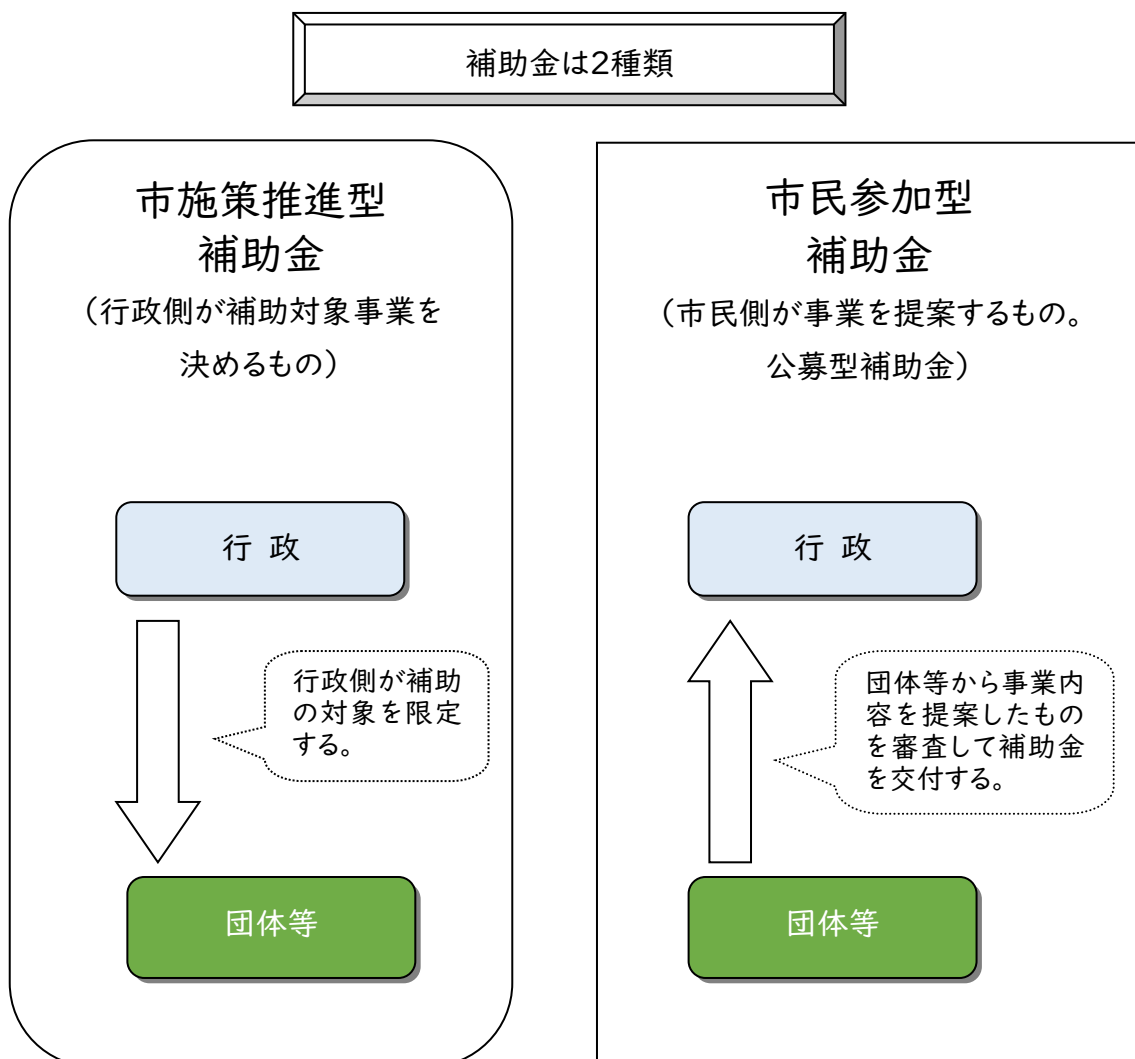
ア 市施策推進型補助金

市が補助金の交付対象を限定し、補助金の交付を行うものである。市の施策を推進する際には十分な効果をあげることができる。

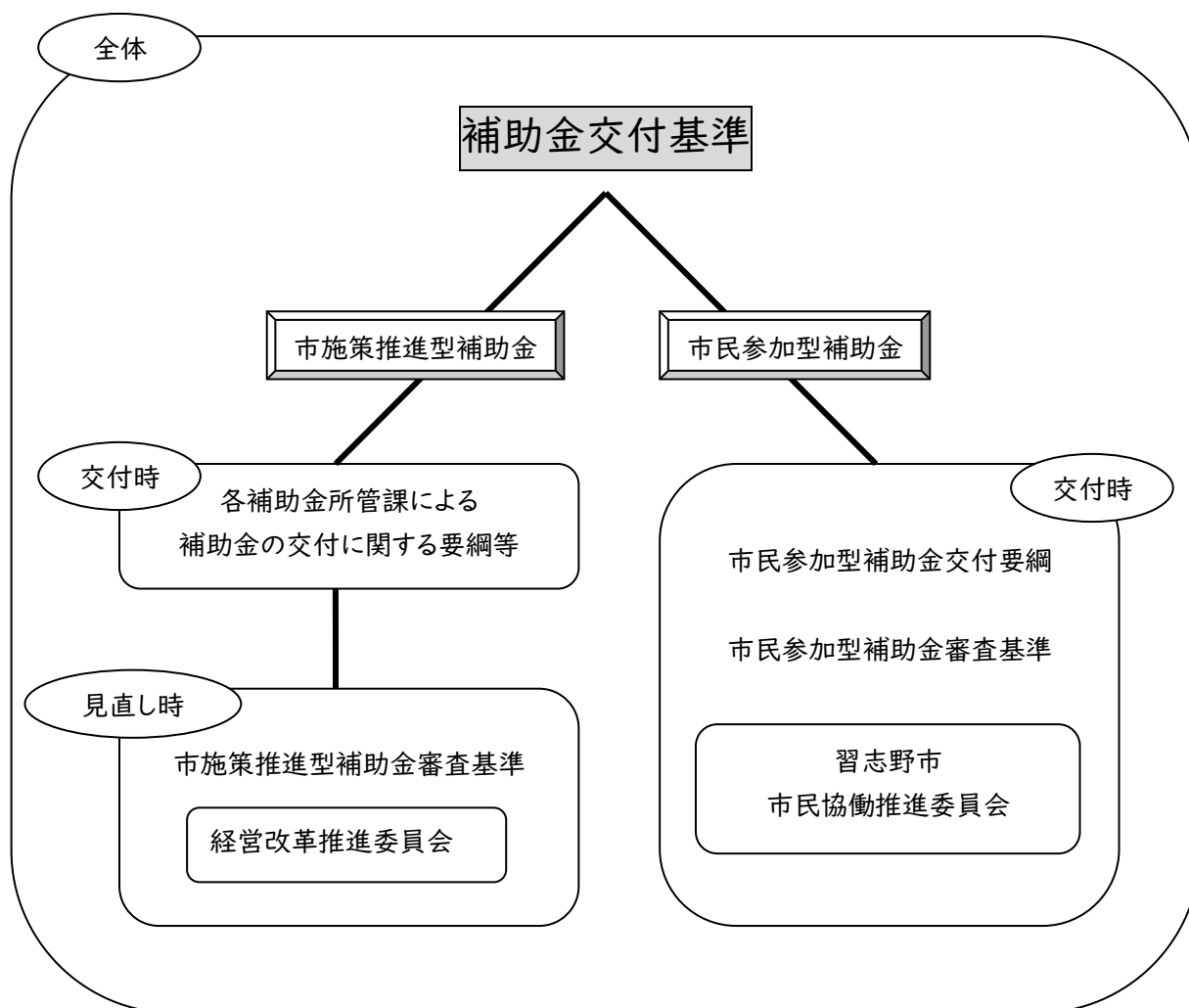
イ 市民参加型補助金

より市民の視点からの自由な発想を活かしていくため、まず団体等から事業内容についての提案をいただき、その内容が市民の公益に資するかなどについて審査したうえで、補助金の交付を決定する。一般的に公募型補助金と言われるものである。

メリットとしては、行政では補いきれない、多様な市民ニーズに応えるサービスの創出に繋がっていくことがあげられる。

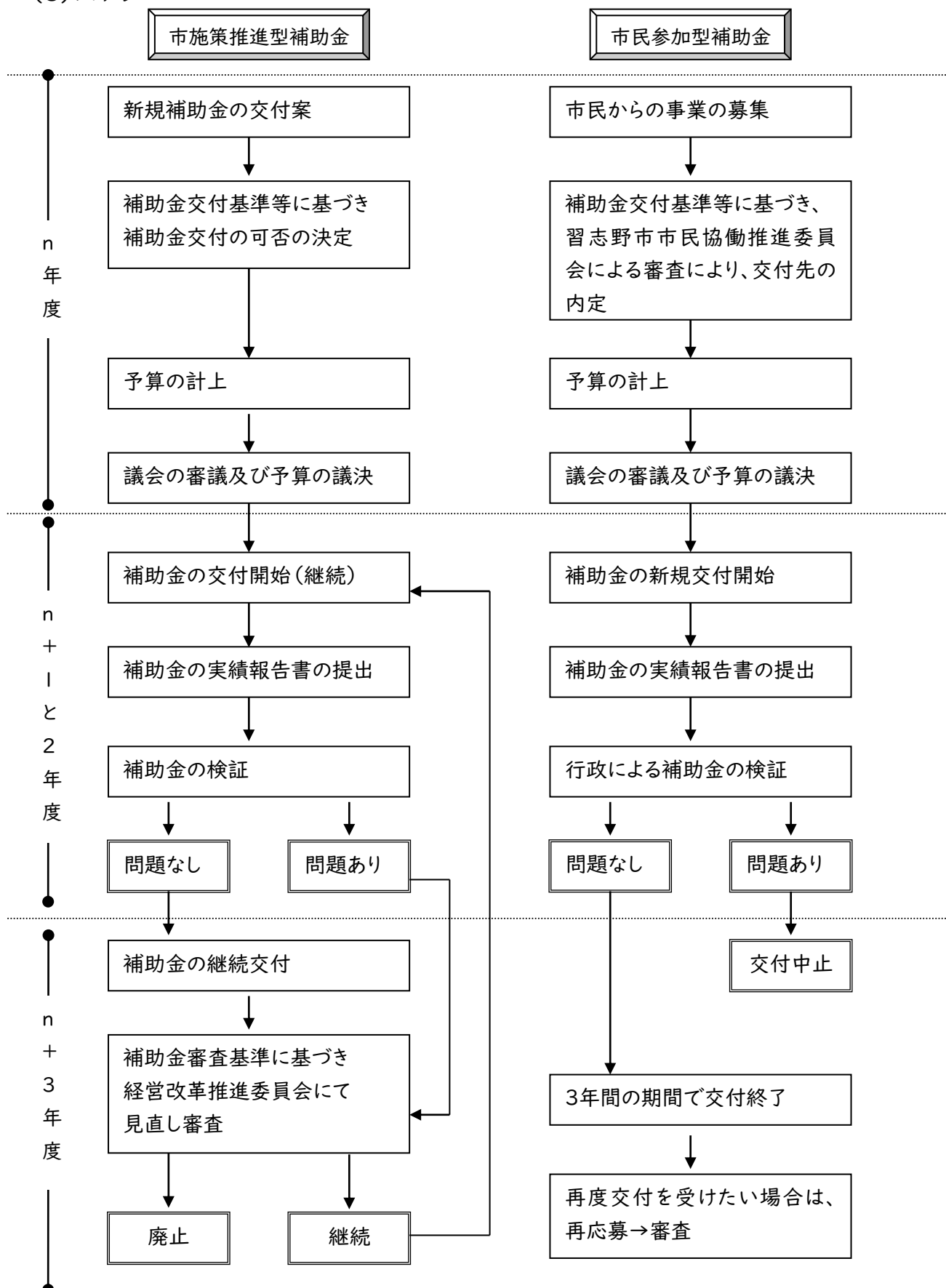


(2) 概要図



- (1) 市の補助金制度の基礎的な考え方を示した「補助金交付基準」に則って補助金の交付を決定する。
- (2) 補助金は性質上、市施策推進型補助金と市民参加型補助金の2つに分類し、それぞれ交付等の仕組みを再構築する。
- (3) 市施策推進型補助金は、交付開始時は補助金交付基準に基づき交付の可否を決定するが、交付開始から3年目に見直しを実施し、その後も3年毎のサイクルで全面的な見直しを行う。
- (4) 市民参加型補助金は、毎年交付にあたっての審査を行う。ただし、3年間のサンセット方式（3年間で交付終了）とするため、その後の審査を行う必要はない。

(3) スケジュール



3 補助金の交付基準

習志野市が補助金を交付するにあたっての根幹となるものとして、補助金交付基準を定め、これに則り、交付等を行う。

習志野市補助金交付基準

第1 目的

この基準は、習志野市が交付する補助金について、補助の必要性が客観的に認められるものとなっているか、支出に際し公平性・透明性が確保されているか、補助の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているかなどを検討、審査し公表することによって、補助金を適正なものとして運用することを目的に策定したものである。

第2 定義

この基準において「補助金」とは、市が団体、個人の行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものである。

第3 交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

Ⅰ 基本的事項

(1) 補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。具体的には以下に該当するものとする。

- ア 住民自治の向上につながるもの
- イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
- ウ 市民の福祉・健康の増進が図られるもの
- エ 市民の安全で安心な生活に寄与するもの
- オ 産業の発展に寄与するもの
- カ 環境対策に寄与するもの
- キ 市民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
- ク 市民のボランティア活動を誘発するもの
- ケ その他市長が認めるもの

(2) 効果が広く市民にいきわたり、決して特定の者の利益に終わらないこと

(3) 行政と市民との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。

- (4) 被補助団体等の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- (5) 補助の対象となる経費を明確にすること。このとき、交際費、懇親会費等公益的事業に直結しない経費については対象としない。
- (6) 原則として補助の限度額を設定すること。
- (7) 補助金の交付に際し要綱等の根拠法令の定めがないものは要綱等を整備するとともに、必ず公表すること。

2 補助金の分類と個別事項

補助金を大きく市施策推進型補助金と市民参加型補助金の2種類に分類する

2-1 市施策推進型補助金

市が補助金の交付対象を限定し、補助金の交付を行うものである。

さらに下記の6種類に分類し、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。

ア 事業費補助金

特定の事業に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励するために補助金として支出するものである。

- (ア) 補助率を定めるものについては市民との協働の観点から補助率は原則2分の1以下とすること。
- (イ) 補助金の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。
- (ウ) 人件費を対象とする補助は、その必要性を明らかにすること。
- (エ) 補助率・単価を定めずに一定額をもって補助することはしないこと。
- (オ) 単に事業費の不足を補てんするだけの補助は行わないこと。

イ 団体補助金

特定の団体の行う事業に公益性があると市が認識し、その団体を支援するために補助金を支出するものである。

イー1 市施策補完型

市の施策を補完するために活動する団体に対し、補助するものである。

- (ア) 支援する期間を設定すること。
- (イ) 団体の役割、補助金の算出根拠を明確にすること。
- (ウ) 繰越金が多大に生じている団体については、団体の収支状況により補助金支出の適否に十分留意すること。

イー2 団体育成型

団体が経済的に自立するまでの期間、支援するためのものである。

- (ア) 終期を必ず設定すること。
- (イ) 繰越金が多大に生じている団体については、団体の収支状況により補助金支出の適否に十分留意すること。
- (ウ) 団体の自立を促すため、団体の運営に対し積極的に指導・助言を行うこと。

ウ 公共的な事業補助金

本来市が行う種類の事業について、地域や関係者団体に事業運営を任せたほうが効率的・効果的と思われる場合に当該事業の運営に係る経費の一部や全部を補助金として支出するものである。

- (ア) まず事業の廃止、民間委託化など他の手法、他の支出方法の検討を行い、その上で妥当性を明確にすること。
- (イ) 人件費を対象とする補助は、その必要性を明らかにすること。

エ 建設的事業費補助金

団体等が行う施設等の建設、修繕、整備等に係る事業に対する補助である。

- (ア) 支出にあたっては1件ごとの個別審査とする。
- (イ) 市民との協働の観点から補助率は原則2分の1以下とすること。ただし、以下の場合にはこれによらないことができる。
 - A 国・県等の制度が伴うもの
 - B 特に推進すべき施策に係るもの(この場合は終期を必ず設定すること)
- (ウ) 建設後の運営費の補助は、国・県の制度に基づくものを除き、原則として行わないこと。

オ サービス格差是正補助金

市民等が特定の行政サービスを希望した場合に、市側の要因によりこれを受けることができずに、割高な民間施設等を利用した場合や、市内の地域間で行政サービスに差がある場合などで、この格差を是正する目的で支出される補助金をいう。

- (ア) 他市や民間との比較、市民等自身の負担を勘案して補助率等を決定すること。
- (イ) 過度のサービス供給にならないよう上限額を設けること。

カ 利子補給

市民等の借入金に係る利子等に対する補助である。

- (ア) 市民等自身の負担も考慮した利子補給率とすること。
- (イ) 常に市民等の利便性の向上につながるよう配慮すること。

2-2 市民参加型補助金

より市民の視点からの自由な発想を活かしていくため、まず団体等から事業内容についての提案をいただき、その内容が市民の公益に資するかなどについて審査したうえで、補助金の交付を決定するものである。一般的に公募型補助金と言われるものであるが、習志野市ではこれを「市民参加型補助金」と呼ぶこととする。

市民参加型補助金の分類等については、別に定める。

第4 審査

1 市施策推進型補助金

- (1) この基準に基づく市施策推進型補助金の全面的な見直しは、習志野市市施策推進型補助金審査基準により行う。
- (2) 見直しは、経営改革推進委員会において行う。
- (3) 見直しは3年毎に行う。ただし、国や県の財源を伴うものについて制度変更があった場合には、審査基準によらず、その時点で補助金の存続性も含め見直しを行うものとする。

2 市民参加型補助金

- (1) 市民参加型補助金の審査は、習志野市市民参加型補助金審査基準により行う。
- (2) 審査は、第三者機関である習志野市市民協働推進委員会が実施する。
- (3) この場合において、審査は当初申請の際のみ行うものとする。

第5 補助金の効果等の検証

- 1 第4によらず、毎年、補助金の効果、使途の適正、事業内容について、習志野市補助金制度に関する指針の趣旨に照らし合わせて検証を行う。
- 2 1により明らかに問題が認められた場合は、経営改革推進委員会または習志野市市民協働推進委員会により、審査基準による見直しを行う。

第6 情報公開

- 1 予算書・決算書などを通じて目的・金額・効果等を積極的に公表する。

4 市施策推進型補助金の審査方法

習志野市補助金交付基準の第4の1に基づき、市施策推進型補助金の全面的な見直しを行うための審査基準として、市施策推進型補助金審査基準を定める。

習志野市市施策推進型補助金審査基準

第1 目的

この審査基準は、習志野市補助金交付基準に基づき、市施策推進型補助金の審査判定を行うために定めるものである。

第2 審査対象

この審査基準に基づく審査対象となる補助金は、すべての市施策推進型補助金とする。

第3 審査機関

審査は、経営改革推進委員会にて行う。

第4 審査方法

- (1) 審査は、各委員が「第5 審査項目」に定める各項目について個別評価を行い、「第6 見直し基準」により総合評価を行う。
- (2) 審査において、疑義が生じた場合は、その都度委員相互に協議をすることができる。

第5 審査項目

1 習志野市補助金交付基準を踏まえ、次の各項目について審査する。

- (1) 達成度
- (2) 補完性
- (3) 波及性
- (4) 経営度
- (5) 将来性
- (6) 時代性

第6 見直し基準

第5 審査項目の各項目についての評価により、次の見直し基準を適用する。

1. 継続

- ① 補助金の交付目的を十分に達成していて、引き続きその役割を期待されるもの
- ② 多少の指摘事項はあるが、交付を継続することによってより効果が得られると認められる

もの

2. 整理・統合

- ① 補助の必要性は認められるが、同一団体への類似補助や同一目的の複数補助があるなど、整理統合することが必要であると認められるもの

3. 減額・上限設定

- ① 補助の必要性はある程度認められるが、費用対効果がそれほど高くなく、減額すべきと判断されるもの
- ② 繰越金が比較的多いことや独自収入が多額などのことにより、上限を設定した方が良いと判断されるもの

4. 終期設定（期間限定）

- ① 自助、自立が図られつつある団体で補助の目的が達成しつつあるもの
- ② 将来明らかに補助の必要性がなくなるもの

5. 支出科目見直し

- ① 必要な金額について、他の方法で支出（委託料、報償費等）を検討すべきもの

6. 廃止

- ① 審査基準による評価が極めて低く、原則交付すべきでないもの
- ② 明らかに自助、自立が認められる団体であるため、交付対象からはずすべきもの
- ③ 事業目的が完了された団体であるため、原則交付対象からはずすべきもの

第7 公表

評価結果については、補助金被交付団体に通知するとともに、市民に公表する。

別表Ⅰ（第5及び第6）

補助金評価表

補助金名称			
交付対象			
交付開始年度		担当課	
Ⅰ 個別評価			
評価事項	評価観点		
達成度	☐ 目的を達成しているし、かつ今後さらに拡大の余地がある。 ☐ 目的を達成していないが、今後達成する可能性はある。 ☐ 目的を完全に達成し終えている。		
補完性	☐ 行政が積極的に関与すべき分野である。 ☐ 行政がどちらかといえば関与すべき分野である。 ☐ 行政が関与すべき分野ではない。		
波及性	☐ 効果がかかなり広く市民に行き渡っている。 ☐ 効果が適度に市民に及んでいる。 ☐ 効果が特定の団体や個人に限られている。		
経営度	☐ 会計処理及び使途が適切である。 ☐ 会計処理及び使途が適切とも不適切ともどちらともいえない。 ☐ 会計処理及び使途が不適切である。 ☐ 繰越金の額が適正である。 ☐ 繰越金の額が適正とも不適正ともどちらともいえない。 ☐ 繰越金の額が不適切である。		
将来性	☐ 事業を続けることによって、更なる効果の拡大が期待できる。 ☐ 事業を続けても、効果は現状と変わらない。 ☐ 事業を続けても、効果は減少するか、もしくは得られない。		
時代性	☐ 交付開始時以上に需要が拡大しており、今後も広がると見込まれる。 ☐ 交付開始時と需要は変わっていない。 ☐ 交付開始時と比較して、需要が減少している。もしくは失われている。		
2 総合評価			
見直し基準の適用	具体的な内容・理由		
☐ 継続 ☐ 整理・統合 ☐ 減額・上限設定 ☐ 終期設定（期間限定） ☐ 支出科目見直し ☐ 廃止			

5 市民参加型補助金の審査方法

習志野市補助金交付基準の第4の2に基づき、市民参加型補助金の交付を行うための審査基準として、市民参加型補助金審査基準を定める。

習志野市市民参加型補助金審査基準

第1 目的

この審査基準は、習志野市補助金交付基準に基づき、市民参加型補助金の審査判定を行うために定めるものである。

第2 審査対象

この審査基準に基づく審査対象となる補助金は、すべての市民参加型補助金とする。

第3 審査機関

1. 一次審査

一次審査は、市民協働推進担当が行う。

2. 二次審査

二次審査は、習志野市附属機関設置条例に基づき設置する習志野市市民協働推進委員会が行う。

第4 審査方法

審査は、一次審査及び二次審査の二段階で行う。

1. 一次審査

団体要件及び事業要件について審査する。

応募があった事業の協働事業への発展性、実現性、将来性などについて関係各課へ照会する。

2. 二次審査

前項第2号により設置された審査委員会が、企画書及び公開プレゼンテーションにより総合的に審査し、市民協働推進担当が審査結果を受け、予算の範囲内で決定する。

第5 審査項目

- 1 習志野市補助金交付基準を踏まえ、第二次審査において、次のような視点を持ち、各評価項目について審査する。

- (1) 市民のニーズに合っているか
- (2) 行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
- (3) 事業内容が先駆的なものか

- (4) 事業が他に波及するものか
- (5) 習志野市らしさ、地域らしさが発揮されているか
- (6) 将来的に行政と協働する余地があるか

第6 公表

審査結果については、応募団体に通知するとともに、市民に公表する。